

一般社団法人 I P T V フォーラム 著作権取扱規則

2008年12月17日 第6回理事会承認

2008年12月17日 第6回総会承認

(目的)

第1条

この規則は一般社団法人 I P T V フォーラム（以下「当法人」という）定款（以下「定款」という）第36条3項に基づき、当法人における著作権の取扱いの詳細について規定することを目的とする。

(用語)

第2条

この規則において、用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「著作権」：著作権法（昭和45年、法律第48号）第17条第1項に定めるものをいう。
- (2) 「編集著作物」：著作権法第12条に著作物として保護される編集物として定めるものをいう。
- (3) 「著作物」：著作権法第2条第1項第1号に定めるものをいう。
- (4) 「著作者」：著作権法第2条第1項第2号に定めるものをいう。
- (5) 「著作者人格権」：著作権法第18条乃至第20条に定める著作者の権利をいう。
- (6) 「社員」：定款第8条に定める当法人の社員をいう。
- (7) 「社員独自著作物」：社員が当法人への入社以前に創作した著作物及び当法人への入社後に当法人の活動とは無関係に独自に創作した著作物をいう。
- (8) 「IPTVサービスに関する技術仕様」：定款第2条に定めるものをいう。

(当法人の活動において新たに生じる著作物の扱い)

第3条

1. 定款第36条1項に従い、当法人の活動において新たに生じた著作権及びこれを受ける権利は当法人に帰属するものとし、これを確保するため、各社員は次の各号に従うものとする。

- (1) 当法人の活動の中で社員又は社員の役員若しくは従業員が創作をなした場合、当該社員は、当該創作にかかる著作権を、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含めて、その発生と同時に当法人に無償にて譲渡するものとする。但し、当該社員が自己の著作物に利用することは妨げられるものではない。
 - (2) 前号により譲渡を受けた当該著作権を、この規則に従い、当法人が行使すること、及び当法人から許諾を受けた第三者がその許諾範囲内において当該著作物を使用することに対して、当該社員は、著作者人格権を行使せず、また当該社員の役員若しくは従業員をしてその著作者人格権を行使させないものとする。
 - (3) 社員は、前2号のために必要な当該社員の役員及び従業員の同意を予め得ておくものとする。
2. 当法人の活動において新たに編集された編集著作物にかかる著作権及び著作者人格権は、かかる編集著作物を構成する著作物の一部又は全部が社員独自著作物であると否とを問わず、当法人に帰属するものとする。

(社員独自著作物権の扱い)

第4条

1. 社員独自著作物にかかる著作権は、社員が当法人の活動のために当該社員独自著作物を提供した後も、引き続き当該社員に帰属するものとする。
2. 当法人の活動のために提供された社員独自著作物が、当法人所定の手続に従って策定、頒布されたIPTVサービスに関する技術仕様の一部として含まれる場合には、当該社員独自著作物の提供者である社員は、次の各号に定める内容の権利を、無期限、非独占的且つ譲渡不能なものとして、当法人に対して無償にて許諾するものとする。
 - (1) 当該社員独自著作物をIPTVサービスに関する技術仕様の一部として、定款第2条(2)項及び(3)項に定めるIPTVサービスに関する技術仕様の策定、維持、更改、及び頒布する権利。
 - (2) 当該社員独自著作物をIPTVサービスに関する技術仕様の一部として使用する権利を、第三者に対して許諾する権利。
3. 社員が別途書面にて明確に同意する場合を除き、上記以外の社員独自著作物にかかるいかなる権利の許諾も、当該社員から当法人その他いかなる第三者に対してもなされないものとする。

(社員独自著作物に関する保証)

第5条

1. 社員独自著作物を、当法人の活動のために提供する場合、社員は、次の各号に定める内容を保証するものとし、これ以外にはいかなる保証もしないものとする。
 - (1) 当該社員独自著作物又はその使用が、第三者の著作権を侵害しないこと。
 - (2) 当該社員独自著作物又はその使用及び当該社員による当該著作物の当法人への提供が、第三者の営業秘密の不正使用に該当しないこと。
2. 前項に定める保証の違反に起因して、当法人、他の社員又はIPTVサービスに関する技術仕様の被許諾者と第三者の間に著作権の侵害その他の紛争が生じた場合、当該社員独自著作物を提供した社員は、自己の費用と責任において、当該第三者との間での紛争を解決するものとする。

附 則

この規則は、平成20年12月17日から施行する。